

5 月 1 2 日

5月12日(金) 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
市民生活部長	山田 淳	福祉保健部長	峰崎 竜昌
産業部長	長原 和哉	土木建築部長	木村 成弘
企画部長	渡辺 高久	会計管理者	島津 慎二
教育次長	小栗 賢	危機管理監	岡野 数正
消防長	丸石 正男	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂 典幸
議会事務局次長	前田 憲浩

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）
日程第5	承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6	承認第3号 専決処分の報告と承認について（江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
日程第7	議案第41号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙

		運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 8	議案第 4 2 号	江田島庁舎耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の締結について
日程第 9	議案第 4 3 号	認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結について
日程第 1 0	発議第 4 号	地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）の提出について
日程第 1 1	発議第 5 号	公契約法制定を求める意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまから、平成28年第2回江田島市議会臨時会を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

第2回江田島市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御出席をいただきましてありがとうございます。

また、市民の方々には、早朝から臨時会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼申し上げます。

まず、4月14日から熊本・大分両県で続いている平成28年度熊本地震でお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、平成18年8月に発生した送水トンネルの崩落事故による断水時において、全国から心温まるたくさんの御支援をいただいた感謝の気持ちも込めまして、できる限りの支援を行ってまいります。

被災された皆様、懸命に救援活動に当たられている方や関係者の皆様も含めまして、一日も早く日常を取り戻していただくことを心より願っております。

国においては、通常国会会期末を控える中、地震への対応を最優先に、速やかな復旧・復興を目指し、2016年度補正予算の成立を急いでおり、世界経済再活性化への方策が主要課題となる主要国首脳会議伊勢志摩サミットを主導するため、各国との調整も加速しております。

去る10日には、日米両政府は、オバマ大統領がサミットに合わせて、安倍首相とともに広島を訪問すると正式発表しました。世界の政治指導者が、被爆の実相に触れ、被爆者の体験や平和を願う「ヒロシマの心」を共有することで、「核兵器のない世界の実現」に向けた道筋が示されることが期待されます。

さて、本臨時会には、公職選挙法施行令の一部改正に伴います、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案のほか、庁舎整備ガイドラインに基づく江田島庁舎耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の締結、並びに江田島市子ども子育て支援事業計画に基づく認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてなどを上程させていただきます。

いております。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、3月11日、第1回定例会閉会後の市政の主な事柄につきまして、8項目報告を申し上げます。

まず1点目が、災害時における海上及び陸上交通による緊急輸送に関する協定の締結についてでございます。

3月17日、市役所で、広島地区旅客船協会及び呉地区旅客船協会と船舶による災害時の輸送等に関する協定を、江田島バス株式会社と災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定をそれぞれ締結しました。

この協定は、本市で大規模な災害が発生したときに、市の要請により被災者や必要物資等を船舶やバスで、緊急輸送できるようにすることを目的としたものです。

2点目が、江田島町小用3丁目地先の公有水面埋立事業についてでございます。

平成25年3月21日に広島県と締結した基本協定に基づき、広島県と平成27年度契約を締結し工事を委託しましたが、次のとおり平成28年3月25日付で変更契約を締結しました。

変更契約名が、地方港湾小用港における公有水面埋立事業に係る工事等の実施に関する平成27年度契約。

変更契約年月日、平成28年3月25日。

変更契約金額、1,373万円。これは、消費税額及び地方消費税額を含みます。

契約の相手方、広島県広島港湾振興事務所長。

工期が、平成27年4月10日から平成28年3月31日まででございます。

これは、地方港湾小用港港整備交付金事業の埋立事業第1工区の竣功により、広島県広島港湾振興事務所との事業範囲が完了し、工事費等の精算に伴い負担金が1,600万円から1,373万円に減額となったため、当該契約を変更したものです。

3点目が、広島市を中心とする連携中枢都市圏制度に係る連携協約の締結についてでございます。

3月30日、広島市内において広島広域都市圏連携協約締結式が行われました。

この連携協約は、広島市と本市を含む23の連携市町が、圏域の自律的かつ持続的な発展を図ることを目的として、圏域における経済成長、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを協力して実施することに合意したため、締結したものです。

今後は、圏域の一体的な協力関係のもと具体的な取り組みを推進し、圏域が掲げる誰もが住み続けたい、住んでみたい広島広域都市圏の形成を図ってまいります。

4点目が、平成28年熊本地震への対応についてでございます。

4月14日以降に熊本県及び大分県で連続して発生した、平成28年熊本地震により、揺れの強かった熊本県を中心に九州地方の広い範囲で甚大な被害が生じました。

本市では、4月18日から本庁及び各支所で義援金の受け付けを開始しました。

4月20日には、支援物資として500ミリリットルの飲料水2,400本を、広島県を通じて被災地に届けました。

4月24日には、日本水道協会広島県支部から災害派遣要請を受け、4月25日から

29日まで車両2台、職員3人を、熊本市に派遣しました。現地では主に、断水が続いている地域での給水活動に当たりました。

4月27日には、広島県から派遣依頼を受け、5月7日に、宅地危険度判定のため、職員3人を熊本県南阿蘇村に派遣しました。

また、4月28日には、第1回江田島市災害支援本部会議を開催して、今後の対応を協議しました。

被災地の状況を見ながら、引き続き支援を検討してまいります。なお、本市は、平成18年の断水時に、熊本市から支援を受けております。

5点目が、体験型修学旅行等についてでございます。

4月25日、26日の両日、石川県七尾市立能登香島中学校の生徒66人が、今年度最初の体験型修学旅行として、本市を訪れました。生徒たちは、江田島の豊かな自然の中で魚釣りや農業体験など、民泊受け入れ家庭での家業体験を行い、多くの市民の皆様と交流を深めました。

今年度は、体験型修学旅行として県外の中学校10校、高等学校9校の生徒と、広島県「山・海・島」体験活動として、県内の小学校4校の児童、総勢約2,800人を受け入れる予定です。

この事業を通じて、本市の農業及び漁業の振興に寄与するとともに、民泊受け入れ家庭同士の交流などにより、地域の活性化を図るほか、全国に江田島ファンを拡大できるよう取り組んでまいります。

6点目が、職員の人事異動についてでございます。

4月1日付で、職員の定期人事異動を発令しました。異動人員は、昇任・昇格、配置がえ、派遣など総数256人の規模となりました。

幹部職員の異動は別紙1のとおりで、別紙2に行政機構図を示しています。

7点目は、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙3のとおり開催され、市長、副市長、関係部長等が出席しました。

最後に8点目は、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙4のとおり契約を締結いたしております。

以上で、市政報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による監査の結果及び意見の報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年1月から平成28年3月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において12番 林 久光議員、13番 登地靖徳議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日限りと決定いたしました。

日程第4 承認第1号

○議長（山根啓志君） 日程第4、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例等の一部を改正する条例でございまして、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成28年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 専決処分いたしました承認第1号について説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成28年3

月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、3ページから19ページまでが改正条文、20ページから38ページまでが新旧対照表、39ページから41ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

39ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず、第1条による改正として、行政不服審査法の改正に伴い公平性を高めるため、異議申し立てが廃止され、不服申し立ての種類が原則審査請求に一元化されたことにより、第18条の2で字句の整備を行います。

次に、延滞金の扱いの変更でございますが、第19条から第50条までは、最高裁判決を踏まえ、個人住民税、法人住民税の延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間の見直しに準じて、地方税においても同様に算定方法を変更するものでございます。

次に、市民税関係では、第51条で総務省からの地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに基づき、個人番号を証する書類の添付を不要とする規定を整備いたします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を、法規定の新設に合わせて新設する規定でございます。

これは、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を勧める観点から、健康の維持・増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み、この一定の取り組みとは、メタボ検診等のことを指しますけれども、これを行う個人が医薬品（スイッチOTC薬）を1万2,000円、年間でございますけれども、年間1万2,000円以上を支払った場合、所得控除する制度で、一般の医療費控除との併用はできないことになっております。

40ページをお願いいたします。

次に、固定資産税関係の改正でございます。

56条、59条につきましては、独立行政法人が統合され名称が変更されたことに伴う規定の整備でございます。

附則第10条の3は、熱損失防止改修工事に対して、工事費要件50万円は、50万円超えは変更ございませんが、国または地方公共団体から補助金を受けた場合は、工事費からこれを控除する旨の法改正があったことに伴う規定の整備でございます。

次に、軽自動車税関係の改正です。

第80条から附則第15条の6までの改正は、平成29年度から軽自動車税に環境性能割が設けられ、当分の間、県がこれを徴収する法規定の新設に合わせて新設するものでございます。

課税標準額は取得価格とし、燃費基準値達成度に応じ税率を設定いたします。税率は、非課税、1%、2%、3%の4段階で、営業車・軽自動車の税率は当分の間、2%を上限といたします。

県が徴収する関係から、各市町が定める減免規定について県と協議する必要があり、県知事との協議が整った後、軽自動車税の環境性能割の減免の特例を規定する予定とし

ております。

41ページをお開きください。

第18条の3から附則第16条までは、軽自動車税を「種別割」に名称変更することに伴う関係規定の整備でございます。

附則第16条では、あわせてグリーン化特例の1年延長も規定しております。

次に、第2条により平成26年江田島市税条例の一部を改正する条例の一部改正として、附則第4条で現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の関係規定の整備をしております。

第3条による改正として、平成27年江田島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、本条例第1条において改正した第19条の改正に伴う項ずれ等の整備と、市たばこ税に関する経過措置を規定しております。

戻って、17ページをお願いいたします。

附則第1条で施行期日を定めておりますが、本改正に係る施行期日につきましては、原則、平成28年4月1日でございます。

施行期日の異なる個別の条文について細かく規定をしておりますが、説明資料の右側にそれぞれ記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

18ページをお願いいたします。

第2条で市民税に関する経過措置を。

19ページをお願いいたします。

第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第 5 承認第 2 号

○議長（山根啓志君） 日程第 5、承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございまして、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成 28 年 3 月 31 日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 専決処分いたしました承認第 2 号について説明いたします。

43 ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 28 年 3 月 31 日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、44 ページが改正条文、45 ページが新旧対照表、46 ページに参考資料として江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しております。

46 ページの参考資料により、説明いたします。

改正の 1 点目、課税限度額の引き上げでございます。

第 2 条国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 19 万円にそれぞれ引き上げるための規定の整備でございます。

この改正によりまして、課税限度額の合計は現行の 85 万円から 89 万円へ引き上げられます。平成 27 年度課税額で 85 万円の課税限度額に達している世帯は、25 世帯となっております。

改正の 2 点目、低所得者に係る軽減世帯の対象の拡大でございます。

第 21 条国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の表をごらんください。

7 割軽減の対象となる世帯の基礎控除額に変更はありませんが、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を 26 万 5,000

円に改め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を48万円に引き上げるための規定の整備でございます。

この改正条例は平成28年4月1日から施行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） 1点お尋ねしますが、46ページのところで説明がありました5割軽減と2割軽減ですよ、これの世帯数わかるんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 世帯数については、現在手持ちで資料を持っておりません。申しわけございません。

後ほど調べまして、御連絡を差し上げたいと思います。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 5割軽減と2割軽減の世帯数ということなんですけれども、平成28年度につきましては、まだ所得が確定しておりません。それで、平成27年度の所得で試算したものがございます。

それでいきましたら、5割軽減が世帯でいうたら、医療分でいきましたら697世帯が5割軽減の対象となっております。2割軽減のほうでいきましたら、医療分でいきましたら638世帯が2割軽減の対象となっております。その変更になることによって、それほどの世帯が軽減の対象になると見込まれております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） ということは、ことしはまたふえるわけよね、これは。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） はい、議員御指摘のとおり、まず5割軽減でいきましたら、医療分でいきましたら11世帯ほど減額される人がふえてまいります。2割軽減の場合には、22世帯ほどがふえる見込みとなっております。

ただ、実際の数字は平成28年の所得が確定してからになりますので、あくまでも参考ということをお願いいたします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第 6 承認第 3 号

○議長（山根啓志君） 日程第 6、承認第 3 号 専決処分の報告と承認について（江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第 3 号 専決処分の報告と承認について（江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成 28 年 3 月 31 日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 専決処分いたしました承認第 3 号について説明いたします。

48 ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要性がありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の本文の規定により、平成 28 年 3 月 31 日、市長名をもって専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、49 ページが改正条文、50 ページが新旧対照表、51 ページに参考資料として江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例の改正要旨を添付しております。

51 ページの参考資料により、説明いたします。

今回、改正いたしますのは、附則第3条江田島市固定資産評価審査委員会条例の適用区分についてでございます。

これは、行政不服審査法の施行に伴いまして、平成28年4月1日以降に行われた行政行為について適用されることを踏まえ、江田島市固定資産評価審査委員会条例においても、このたびの地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に合わせて、基準日を平成28年4月1日と明確化するため規定を整備するものでございます。

議案書の49ページをお願いします。

ただいま説明しました改正内容を規定し、附則として平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第41号

○議長（山根啓志君） 日程第7、議案第41号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第41号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるも

のでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第41号について説明いたします。

議案書52ページをお願いします。

本議案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正が平成28年4月8日に公布、同日施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、その直近の議会となります本会で、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、53ページが改正条文、54、55ページが新旧対照表、56ページに参考資料としまして、公費負担の対象となる選挙運動費用の改正内容を添付しております。

56ページの参考資料により、説明をいたします。

公費負担の対象となる選挙運動費用の内容について、表でお示ししております。

公費負担の対象項目を選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ビラの作成に区分の上、①一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約から、⑥選挙運動用ビラの作成までの6項目別にお示ししております。

今回の改正につきましては、このうちの②自動車の借り入れ契約、③自動車の燃料供給の契約、⑤選挙運動用ポスターの作成、⑥選挙運動用ビラの作成の4項目についての改正でございます。

表の中ほどの列に、条例で定める限度額の改正内容を示しており、その左側に改正案を、右側に現行の金額を記述しております。

②自動車の借り入れ契約につきましては、現行の1万5,300円を1万5,800円に、③自動車の燃料供給の契約については、現行の7,350円を7,560円に改めるものです。

⑤選挙運動用ポスターの作成については、表にございます計算式のうち、1枚当たり印刷費の現行510円48銭を、525円6銭に、ポスター企画費の現行10万625円を、10万3500円に、⑥選挙運動用ビラの作成については、1枚当たり現行7円30銭を、7円51銭にそれぞれ改めるものでございます。

なお、表の下に説明仮定値としてお示ししておりますとおり、市議会議員選挙は表のうち①から⑤まで、市長選挙は表のうち①から⑥までがその対象となります。

議案書の53ページをお願いします。

ただいま参考資料で説明いたしました改正の内容を、それぞれ項目別に規定し、附則として第1条に施行期日を公布の日から施行することとし、第2条に適用区分として、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における適用を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号

○議長(山根啓志君) 日程第8、議案第42号 江田島庁舎耐震補強及び改修工事(建築)請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第42号 江田島庁舎耐震補強及び改修工事(建築)請負契約の締結についてでございます。

江田島庁舎耐震補強及び改修工事(建築)の請負契約を、1億4,785万2,000円で、株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第42号の説明をいたします。

議案書の57ページをお願いします。

まず、1、契約の目的は、江田島庁舎耐震補強及び改修工事(建築)請負契約です。

2、契約金額は1億4,785万2,000円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,095万2,000円です。

3、契約の相手方は、江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業代表取締役 中本正彦。

4、工期は、議会の議決を得た日の翌日から、平成29年2月28日までです。

平成28年5月12日提出。江田島市長 田中達美。

次に、61ページの入札状況調べをお開きください。

工事名は、江田島庁舎耐震補強及び改修工事(建築)です。

工事場所は、江田島市江田島町中央一丁目1番1号。

入札日時及び場所は、平成28年4月26日火曜日、午前9時30分から、江田島市

スポーツセンターで執行いたしました。

本市が指名した入札参加指名業者は17社で、そのうち入札辞退を届け出た12社を除く5社で入札を行いました。

入札状況は表に示すとおりです。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は1億5,424万6,000円、税抜きでございます。

落札額は1億3,690万円、落札率88.75%です。

工事概要などにつきましては、58ページに工事概要書、59、60ページに平面図を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 2点ほど、お聞きしたいと思います。

参考資料について、図面ですが、これ非常に小さくてわかりにくいんですね。それで、全員協議会のとときの図面を見たんですが、これを添付してくださりゃよかったのになというように感じております。

それで、工事概要のところへ、耐震補強を何カ所、アスベストの除去が何平米という数値を、主な数値を入れていただいたら、非常にわかりやすいなというように感じております。

それと、この耐震工事によって耐用年数ですね、この建築が昭和51年で40年経過しておるんですが、鉄筋コンクリートの場合は耐用年数は50年か60年ぐらいじゃないんかと思うんですが、この工事によって耐用年数は、これから耐震工事が済んでからになるのかどうか、そこらをお聞きしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 今の、今回の工事の耐用年数のことでございますが、耐用年数自体は延びません。

今回の改修工事の主な内容は、耐震補強を主目的でありまして、外壁及び防水の改修などを行うもので、外壁や防水の補修を行うことで建物本体へのダメージの進行をおくらせ、本来の耐用年数を全うしようとしておるものでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 参考図面の分は、何かないですかの。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 本議案第42号につきましては、請負契約の締結について議決をいただくものでございますので、審議いただく内容としましては、契約の目的、契約の方法、契約の金額、契約の相手方、それが予算などに照らして適当かどうかということを審議いただく議案というふうに理解しておりますので、工事概要書などの添付

資料については、必要最小限のものにとどめさせていただき、事前に開催させていただきます全員協議会などにおいて、必要書類については提示させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） もう少し、親切にお願いしたいなというふうに思うわけですよ。そういうように、突っぱねていただいたら、非常に我々としたら心外なんですよ。この工事の内容を含めて、契約同意に対して審議するわけですから、よろしゅうお願いします。

それと、耐用年数に関して、RC造全体としたら耐用年数は50年、60年ですが、一部、部分的に防水とかあるいは鉄骨造については、既にもう耐用年数は来ておると思うんですよ。

それで、具体的に言いますと、屋上防水は耐用年数は大体10年から15年ぐらいだと思えます。屋外階段ですね、ごらんになったらわかるかと思えますが、もうさびて床も抜けそうなような屋外階段、これは非常階段で有事の場合にはそこを通らないといかんわけですよ。それで、果たして機能を達するのか、屋外階段について、今回の工事に入っておるのかどうか、そこらをお聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） まず、1点目の屋上の防水工事についてでございます。

屋上の防水工事につきましては、議場部分の屋上につきましては、平成24年度に防水工事を実施済みということになっておりますので、その部分を除きまして全体の防水工事は行うこととしてございます。

次に、らせん階段、非常階段の部分ですけれども、今回の改修工事の中では塗装と防水補修というものは行うように考えてございます。ただし、これらの工事をする中にあって、不良箇所がございましたら適切に補修のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号

○議長（山根啓志君） 日程第9、議案第43号 認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第43号 認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）の請負契約を、1億8,846万円で、株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第43号の説明をいたします。

議案書の62ページをお願いします。

まず、1、契約の目的は、認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約です。

2、契約金額は1億8,846万円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,396万円です。

3、契約の相手方は、江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業代表取締役 中本正彦。

4、工期は、議会の議決を得た日の翌日から、平成29年2月28日までです。

平成28年5月12日提出。江田島市長 田中達美。

次に、66ページの入札状況調べをお開きください。

工事名は、認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）です。

工事場所は、江田島市大柿町大原1090番地9ほかでございます。

入札日時及び場所は、平成28年4月26日火曜日、午前9時40分から、江田島市スポーツセンターで執行いたしました。

本市が指名した入札参加指名業者は20社で、そのうち入札辞退を届け出た16社を除く4社で入札を行いました。

入札状況は表に示すとおりです。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は2億746万2,000円、税抜きでございます。

落札額は1億7,450万円、落札率84.11%です。

工事概要などにつきましては、63ページに工事概要書、64、65ページに配置図、

平面図及び立面図を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） この認定こども園おおがきですが、一部増築があつて、図面は見えなくてもええということのようなんです、それで想定するわけですが、ここへ遊戯室を増築しとるようなんです、運動場が狭くなったり遊具つけたりするということ、要は現場の保育園、あるいは子育て支援センターのほうと協議をされて、こういう配置になったというふうに考えてよろしいですか。

それと、今度は内容についてですが、落札率が84%だったと思うんですが、これで実際にできるのかどうかと。

それと、公共施設については、専任の技術者がつかんといかんのんですが、その技術者の確認と、それから見積書。これで本当にできるんかどうかのチェックをされたのかどうか、この2点について伺います。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 遊戯室の増築ということで、その分、敷地が狭くなっておりますので、敷地につきましては、本当に図面が小さくて申しわけありませんけれども、南側の部分を平成26年度に買い上げまして、そこに庭をつくる予定となっております。

また、この配置につきましては、当然、子ども子育て会議とか、あるいは保護者の皆さん、あるいは園長会議等で協議して、こういった配置がベストということでこの配置にさせていただきました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それではまず、落札率の件についてでございます。

今回の落札率は84.11%というふうになってございますけれども、この価格につきましては、建設業者さんのほうが落札するために自社なりの積算をされまして、企業努力をされた価格であるというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、その価格が余りにも低い場合には、いわゆる手抜き工事であったりとか、そういったものによる品質低下だったり、下請業者さんへのしわ寄せ、そういった労働環境の悪化といったことも招くこととなりますので、本市の場合は最低制限価格制度であったりとか、低入札価格調査制度であったり、そういったものを導入して入札に当たっているところでございます。

今回は、これらの基準価格を下回るといったことはございませんでしたので、適切な履行は確保できるというふうに判断してございます。

それから次に、技術者の配置についてでございますけれども、これは2件とも大柿産業さんというふうになってございますけれども、今回、仮契約をする際に、下協議をさ

せていただきました。その際、技術者については、それぞれ別の人をつけるというふうに伺っておりますので、適切に配置はできるというふうに判断をしてございます。

それから、最後に見積書の確認についてでございますけれども、今回、こういった形で適正な入札がなされておりますので、見積書の確認のほうまでは行っておりません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 84%で入札されて、その入札したもの、私が言うのは見積書、業者の施工見積というんですかね、それを見られた、チェックされたかどうかということなんですが、適性にできるかどうか、それはパーセントでは、それはできるんじゃないかという思いでしようが、実際に見積書を出してもろうて、これでできるかどうかというのを確認されたかどうかということをお聞きしておるわけでございます。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 現時点で、そういった議員御指摘のとおり見積書、施工費の内訳書といったような形になろうかと思っておりますけれども、それについて、私のほうでまだ、現段階では把握しておりませんので、行っていないということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永光志議員。

○2番（酒永光志君） 私のほうは、これはお願いなんですけれども、先ほど山本議員のほうから参考資料の参考図の、いわゆる拡大という依頼がございました。私も、全くの同意見でございます。この図面を見て、多分、虫眼鏡を利用して数字が判別できません、この部分だったら。これをせめて、今はA4になっておりますけれども、A3にさせていただいて折っていただいて、資料として提出していただければありがたいと思います。この意見は、山本議員だけではなくて、私も、また同僚議員も同様の意見を持っておりますので、ここは真摯に御検討をいただきたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 私の答弁が不十分でありましたので、おわび申し上げます。

私が真意として言いたかったのは、このような重要な案件のときには、その事前に全員協議会を開催させていただいておりますので、その中で十分な資料提示をさせていただき、議案のほうには極力少ない添付資料で対応させていただきたいということが真意でございます。議案のほうに添付をさせていただく資料が、今回のように見えにくいものがあるときには、改善に努めてまいります。

私の答弁が不十分でありましたことについて、おわびを申し上げます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

17番 野崎剛睦議員。

○17番（野崎剛睦君） 山本秀男議員と、ちょっと関連するかもわかりませんが、認定こども園おおがきと、先ほどの議案の42号の江田島庁舎の2件、大柿産業が受注

しておるわけなんです、工事の期間中、工事管理についてどのような体制で工事管理をされるのか、説明していただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 本件2件の工事の管理につきましては、まず、本市におきましては監督に3名ほど配置をして、それぞれ監督業務に当たることとしてございます。

また、先ほど説明いたしましたとおり、施工業者のほうについても技術者を専任でというか、それぞれ別の人が配置されるということになってございます。

また、さらに今回の案件につきましては、施工監理業務といたしまして、今回、設計をされたコンサルタント、こちらのほうに施工監理のほうの業務を委託しまして、きちんと管理も重ねて行っていこうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下修司議員。

○4番（中下修司君） 入札状況調べですけど、先ほどの庁舎の耐震補強とも関連するんですけど、これは入札については予定価格を公表されるということで、第1回目で落札されるのは当然のことなんですけど、庁舎のほうは、例えば17社で12社が辞退と。次の、認定こども園のほうは、20社で16社が辞退ということで、実際、辞退というのは、入札に入って事前に予定価格は皆、知ってるわけですけど、その入札に参加されるわけですか。その入札の会場には来られて、そこで辞退されるかどうか、そのあたりちょっとイメージがよくわからないんですけど、お願いします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほどの議案42号、議案43号ともに、今回、辞退された業者さんにつきましては、指名させていただいた後に、入札日以前にこの入札を辞退するというので、辞退届を提出していただいたものでございます。

ちなみに、それぞれ入札辞退の辞退書を提出していただきますときには、辞退の理由をお書きいただくんですけども、それぞれともに、技術者の確保が困難ということでの辞退が多い理由でございました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下修司議員。

○4番（中下修司君） 工事の内容はわかっているのに、どうも辞退数が、最初の工事も次の工事も辞退される会社が多いというのが、どうも私も、もう当然わかってるわけですからね、こういう工事をするということは。そのあたり、ちょっともう少し、ぴんとわからんのですけどね。これが、半分ぐらいが辞退されるというならわかるんですけど、7割も8割も辞退されるというのが、そのあたりをちょっと、辞退の理由、単純にそういうことなんですかね、今、説明された技術者がいないと。

結構ですもう。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 号 発議第 4 号

○議長(山根啓志君) 日程第 10 号、発議第 4 号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

2 番 酒永光志議員。

○2 番(酒永光志君) 発議第 4 号。

平成 28 年 5 月 12 日。

江田島市議会議長 山根啓志様。

提出者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 片平 司、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 中下修司。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、提出いたします。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

内容につきましては別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 発議第 5 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 1、発議第 5 号 公契約法制定を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

1 1 番 胡子雅信議員。

○1 1 番（胡子雅信君） 発議第 5 号。

平成 2 8 年 5 月 1 2 日。

江田島市議会議長 山根啓志様。

提出者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志、賛成者 江田島市議会議員 片平 司、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 中下修司。

公契約法制定を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、提出いたします。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

内容につきましては、別紙をごらんいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、平成 2 8 年第 2 回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 1 1 時 1 4 分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員